

医科点数表第2表第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6掲げる手術の実施件数

(令和6年1月から令和6年12月まで)

手術名	実施件数	
区分1に分類される手術		
頭蓋内腫瘍摘出術等	29件	
黄斑下手術等	0件	
鼓室形成手術等	0件	
肺悪性腫瘍手術等	88件	
経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	9件	
区分2に分類される手術		
靭帯断裂形成手術等	43件	
水頭症手術等	35件	
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	
尿道形成手術等	3件	
角膜移植術	0件	
肝切除術等	19件	
子宮附属器悪性腫瘍手術等	4件	
区分3に分類される手術		
上顎骨形成術等	0件	
上顎骨悪性腫瘍手術等	0件	
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件	
母指化手術等	0件	
内反足手術等	0件	
食道切除再建術等	2件	
同種死体腎移植術等	0件	
区分4に分類される手術		
胸腔鏡下手術	52件	
腹腔鏡下手術	549件	
その他に分類される手術		
人工関節置換術	194件	
乳児外科施設基準対象手術	1件	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	44件	
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	63件	
経皮的冠動脈形成術	(1)急性心筋梗塞に対するもの	8件
	(2)不安定狭心症に対するもの	9件
	(3)その他のもの	39件
経皮的冠動脈粥腫切除術	4件	
経皮的冠動脈ステント留置術	(1)急性心筋梗塞に対するもの	35件
	(2)不安定狭心症に対するもの	10件
	(3)その他のもの	66件